



One VIPフォーカス・ファンド

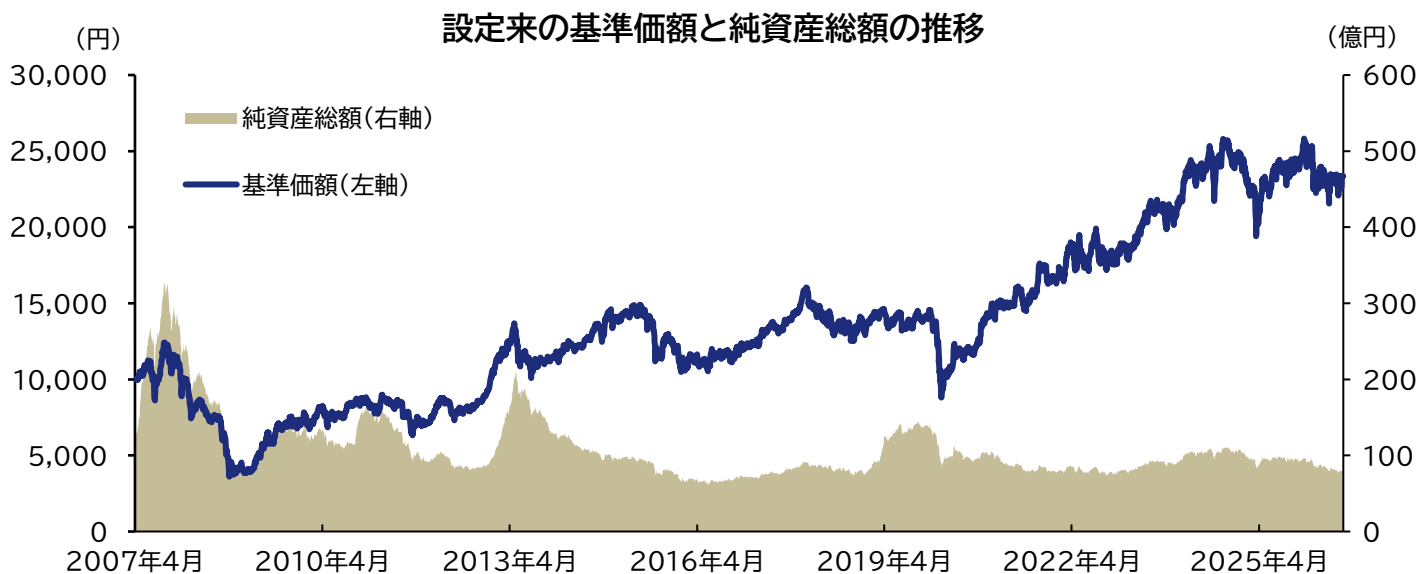
(愛称：アジアン倶楽部)

追加型投信／海外／株式

足もとの市場環境と今後の運用方針

平素は、「One VIPフォーカス・ファンド(愛称:アジアン倶楽部)」(以下、「当ファンド」といいます。)をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。当レポートでは、主要投資対象地域であるベトナム・インドネシア・フィリピン(以下、「VIP」という場合があります。)の足もとの市場環境と今後の市場見通し、運用方針についてご案内申し上げます。

運用実績 |



※期間:2007年4月26日(設定日前営業日)~2026年8月31日(日次)

※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※2026年8月31日時点で分配実績はありません。

騰落率 (%) |

1ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
3.3	-7.6	-2.9	8.5	50.3	99.3	133.6

※基準日:2026年8月31日

※騰落率は、実際の投資家利回りとは異なります。各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

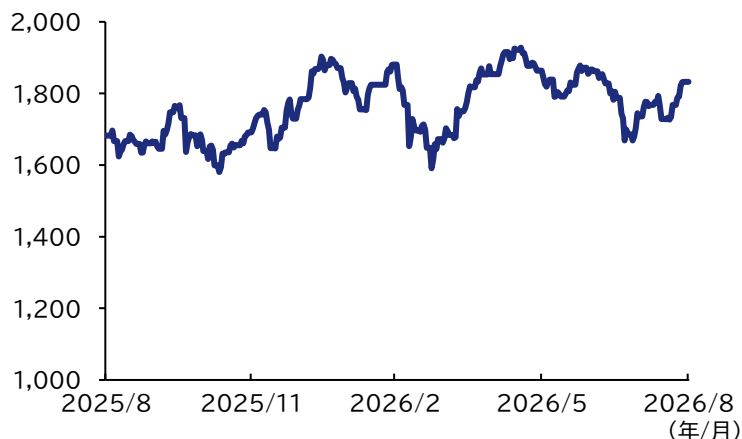
※8ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

足もとの市場環境(2025年9月～2026年8月) |

【ベトナム】

株式市場は8.9%上昇しました。2025年後半は高いGDP成長率や好調な企業業績を背景に上昇基調となりました。2026年3月には中東情勢悪化の影響等で、一時調整する局面があったものの、4月に大手指数算出会社のFTSE Russellが、ベトナムをフロンティア市場から新興国市場に格上げするためのロードマップを発表したこと等を受けて、再び上昇しました。7月には一部企業の法務問題や金利上昇懸念から下落したものの、8月には格上げ実施を目前に控え、市場への資金流入期待が再び高まり上昇しました。

【ベトナムVN指数】



【インドネシア】

株式市場は16.7%下落しました。2025年後半は、利下げ期待や外国人投資家からの資金流入、大型コングロマリット株の上昇を背景に堅調に推移しました。しかし、2026年前半は通貨安の進行や、中東情勢悪化、大手指数算出会社のMSCIから資本市場の透明性について指摘を受けたこと等を背景に、大きく下落しました。さらに5月から6月にかけては、通貨防衛を目的とした利上げが実施され、景気減速懸念も相場の重しとなりました。その後、大幅下落により割安感が強まったことから、7月には外国人投資家の買い戻しや銀行株主導で急反発しました。8月は中央銀行が政策金利を据え置いたことから、利上げへの警戒感が和らぎ、株価は安定的に推移しました。

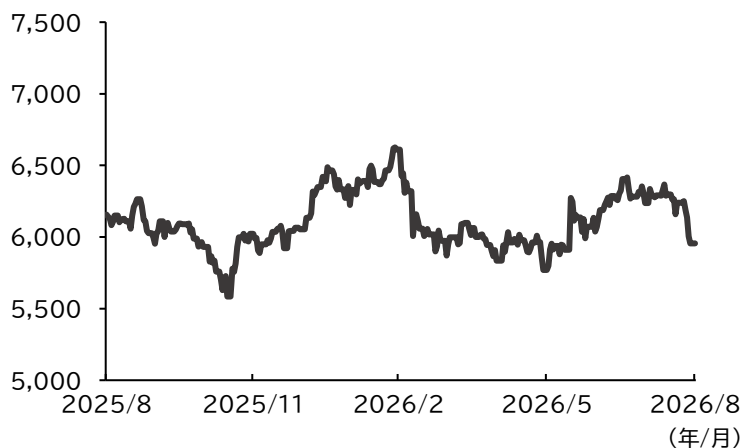
【ジャカルタ総合指数】



【フィリピン】

株式市場は3.2%下落しました。2025年後半はGDP成長率の鈍化、通貨安の進行、外国人投資家の売り越しを背景に軟調に推移しました。2026年に入ると、割安な株価水準や利下げ期待を背景に、銀行・不動産株を中心に反発しました。その後は企業業績改善期待が下支え要因となった一方、食品価格上昇への懸念や金融政策の方向性に対する不透明感が上値を抑えました。夏場にかけては、物価上昇が鈍化したことにより金融緩和期待が再燃したことや、個別企業の好決算が追い風となったものの、方向感にかける動きとなりました。

【フィリピン総合指数】



※期間: 2025年8月31日～2026年8月31日(日次)

※各指数の詳細は、8ページの「指数の著作権などについて」をご参照ください。

出所: ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

今後の市場見通しと運用方針 |

【市場見通し】

当ファンドの主要投資対象であるVIP3カ国の株式市場は、過去1年はまちまちな動きとなりましたが、今後は3カ国いずれの市場についても良好な投資環境が見込まれ、堅調に推移するとみています。

ベトナムについては、FTSE Russell指数における同国の格上げ(2026年9月実施)に伴い資金流入が見込まれることや、輸出をけん引役に好調な経済成長が続いており、企業業績についても高い成長が継続することが見込まれます。バリュエーション(PER)も割高感がなく、強い企業ファンダメンタルズを素直に反映して上昇していくと考えています。

インドネシア・フィリピンについては、2026年前半は中東情勢を引き金とした原油価格の動きによる物価上昇・通貨下落が、景気・財政への下押し圧力となりました。しかし、中東情勢の長期化については足もとの原油価格や世界金利の動向に概ね織り込まれていると見られ、ここからの追加的なマイナスの影響は限定的とみています。インドネシア固有の材料として、MSCIによる資本市場の透明性に対する指摘に関しては、政府や証券取引所が各種改革を断続的に発表しており、改善が見込まれます。

インドネシア・フィリピン両国の株式市場のバリュエーションは歴史的に低い水準に落ち込んでおり、各種懸念材料が織り込まれたものと考えられ、2027年に向けて市場の関心が新興国としての経済成長力へ戻れば、上昇余力が大きいとみています。

国・地域別組入比率(%)

	国・地域	組入比率
1	ベトナム	38.3
2	インドネシア	30.0
3	フィリピン	24.9
4	米国	3.6
5	台湾	1.5
6	韓国	1.3

※2026年8月31日時点

※組入比率は純資産総額に対する割合です。

※国・地域は、原則として法人登録国または地域を表示しています。

【運用方針】

VIP3市場いずれにおいても、長期的な経済成長を享受できる企業に投資する方針に変わりはありません。

ベトナムについては、足もと好調な景気の恩恵を受けやすい金融・不動産セクターを多めに保有しつつ、企業個別の成長性を見極めながら資本財・消費などのセクターにも積極的に投資を行います。

インドネシアについては、今後の循環的な回復を見据えて金融セクターを多めに保有しつつ、割安な素材・エネルギーセクターにも投資を行います。

フィリピンについては、金融セクターや長期的なストーリーを持つ大手港湾オペレーター等を中心に保有します。

※上記は過去の運用実績または作成時点の見解であり、市場環境の変動等により予告なく変更する場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

VIP(ベトナム、インドネシア、フィリピン。以下、総称して「VIP」といいます。)の3カ国に重点を置きながら、その他のASEAN(東南アジア諸国連合)加盟国や中国(含む香港)、インド等のアジア諸国(除く日本)の株式等に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

VIPとはベトナム(Vietnam)、インドネシア(Indonesia)、フィリピン(Philippines)の3カ国の頭文字をとり委託会社が独自に名付けたものであり、一般的な定義ではありません。

1. VIP(ベトナム・Vietnam、インドネシア・Indonesia、フィリピン・Philippines)を中心に、アジア諸国(除く日本)の株式等^{*}に投資します。

- VIP3カ国、その他ASEAN加盟国(タイ、シンガポール、マレーシア等)や中国(含む香港)、インド等の株式等^{*}を投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を図ることをめざして積極的な運用を行います。

上記の国のすべてに投資するものではありません。また、上記以外のアジア諸国へ投資する場合があります。

※株式等:投資対象国で上場または取引されている株式および当該株式と同等の投資成果を得られると委託会社が判断する有価証券。

2. VIPへの投資比率は保有有価証券の時価総額の過半を保つよう努めます。また、VIP3カ国の投資割合はそれぞれ概ね1/3程度になることをめざします。

ただし、投資環境によっては必ずしも均等としない場合があります。

- VIPの市場流動性(個別銘柄の売買高、外国人投資規制等)や当ファンドの純資産残高、市場混乱等によりVIPへの投資比率が過半を割り込む場合があります。また、設定解約資金・分配資金への対応等から、同様に過半を割り込む場合があります。

3. VIP以外のアジア諸国(除く日本)への投資にあたっては、トップダウン・アプローチによって国別資産配分を決定します。

- マクロ経済指標、相場環境分析等に基づき、各国株式市場のバリュエーション、利益成長性、モメンタム等を総合的に判断し国別配分比率を決定します。

4. 投資対象は、アジア域内の経済成長を享受できる企業とし、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。

- 企業の業績などのファンダメンタルズ、株価のバリュエーション等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。
- 特定のベンチマークにとらわれない銘柄選択を実施します。

5. 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額の水準、市況動向等を勘案し、分配金額を決定します。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

6. 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 株価変動リスク

当ファンドは、株式等に投資します。株式の価格は一般的に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 為替リスク

当ファンドでは外貨建資産を組入れ、また為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

● カントリーリスク

当ファンドの投資対象国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があり、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 国別配分リスク

当ファンドのVIPへの投資比率は過半を超えるものとし、VIP以外のアジア諸国(除く日本)への投資比率についてはトップダウン・アプローチにより国別配分を決定します。

この国別配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い国への配分比率が大きい場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、当ファンドではVIPへの投資比率が過半を超えるため、VIPの政治・経済情勢に変化があった場合にはその影響を大きく受けます。その影響により当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	無期限(2007年4月27日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	決算日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ベトナムの証券取引所の休業日 ・ベトナムの銀行の休業日 ・インドネシアの証券取引所の休業日 ・インドネシアの銀行の休業日 ・フィリピンの証券取引所の休業日 ・フィリピンの銀行の休業日	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.87%(税抜1.70%)
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 - 1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - 2.購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

指数の著作権などについて

※ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。

※ジャカルタ総合指数に関するすべての権利は、インドネシア証券取引所が所有しています。

※フィリピン総合指数はフィリピン証券取引所(以下「PSE」といいます。)の算出する指数で、著作権等のあらゆる権利はPSEに帰属します。

委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。	

照会先

アセットマネジメントOne株式会社



コールセンター **0120-104-694**
受付時間: 営業日の午前9時～午後5時



ホームページアドレス
<https://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年9月17日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人資産 運用業協 会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	一般社団 法人日本 STO協会	備考
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○			
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○					
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○					
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○			
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3299号	○	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○					
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○	
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○					
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○	
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○			
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○					
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	○					
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○					
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号	○					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○					
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○		※1
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○		※2

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人資産 運用業協 会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	一般社団 法人日本 STO協 会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○					
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会
社の照会先までお問い合わせください。

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 2026年10月14日よりお取扱いを終了します。

(原則、金融機関コード順)